

招集期日 平成21年6月11日（木曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第2委員会室

開 会 6月11日（木曜日）午前 9時36分

閉 会 6月11日（木曜日）午前10時27分

出席委員 委員長 金澤秀信 副委員長 山本秀和
委員 石田芳夫 委員 横田淳一
委員 近藤常雄 委員 金子俊雄
委員 友山信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時36分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより付託案件の議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、一般議案4件、補正予算1件の計5件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第54号から57号の一般議案の審査、議案第58号の補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 次に、議案第58号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次の議案第54号の審査に入る前に、委員長より申し上げます。

本日の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

ここでお諮りいたします。本日の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、傍聴を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時39分 休憩

午前 9時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第54号 市道路線の認定について

委員長 初めに、議案第54号 市道路線の認定についてを議題といたし

ます。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 それでは、提案の理由を申し上げたいと思います。議案第54号 市道路線の認定について提案の理由を申し上げます。

認定しよういたします市道B695号線は、新久八坂神社の南側に位置し、起点を大字新久字八坂ノ前946—12、終点は同じく946—3とする道路で、起点、終点ともに市道B161号線に接しております。この路線は、事業主であるクロサワコーポレーション株式会社が都市計画法に基づき築造した道路を市道として認定しようとするものであります。

細部につきましては、資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今回の開発の関係にもなっているかと思えますけれども、幅員が4.2メートルになっていますね。最近どうもこういった形で分譲する場合も通り抜けになっているから、問題ないのでしょうか。本来ですとこれだけの戸数ができる場合、例えば4.5なり5メートルとか、そういった指導というのは行われていないのでしょうか。

道路管理課長 基本的に開発する面積によって道路の幅員というのが指導課のほうでそういった基準がございますので、それに基づいた指導で、それ以上を求めるといことはございません。

石田委員 開発する面積もわかるのですけれども、同時にやはり戸数がふえてきた場合に例えば4.5メートルとか5メートルぐらいで指導というのは、やはり一切そういうものはやらないというふうに考えていいのですか、そうしますと、今のですと。

建築指導課長 開発許可のほうの関係なのですけれども、幅員につきましては基準で定まっている幅員を前提にやるわけなのですけれども、実際に現場でできる幅員について、基本的には業者さんのほうが、例えばこの幅員であれば4メートルから6メートルの範囲とかいう中で、やはり土地利用を考えた中でつくっていきますので、開発許可の段階であえて狭いから、広くしろとかいうのは実際行っておりません。

金子委員 今までかなり道路認定がされてきたわけですが、この検査の基準とか内容とかというのはどういうぐあいになっているのですか。

道路管理課長 手前どもは、道路をもらうほうの立場にありますので、まず言えるのが幅員がいわゆる設計どおり確保されているかということがまず第1点。それとあと、でき上がったものの品質といひましようか、例えば舗装が安いような舗装材が使われて、ぼろぼろになっているようでは困りますので、そういった、もしくは側溝なんかの材料の品質、そういうものについてちゃんとしたもの

が現場に納まっているかどうか、そういったものの検査、あと並びに舗装であるなら舗装の厚さ、そういったものを検査して、私どもで寄附を受け入れています。

金子委員 そうしますと、一般道路、行政側から発注する道路と同じ検査をしているということで理解してよろしいですね。

道路管理課長 そのとおりでございます。

金子委員 多分これは、きょうは下水の、これ下水も一緒に入っているのですか。

道路管理課長 入っている、そうです。

金子委員 下水も、ではそういうことで要は検査をして、関連のものということで理解してよろしいのですか。

道路管理課長 これ検査をするときに、道路管理課もそうですし、あと整備課、整備課のほうはどちらかというと技術集団でございますので、道路の勾配、横断勾配、縦断勾配をちゃんと出して、設計どおりできているかをチェックいたします。それとあと、下水道課のほうにつきましては、いわゆる管渠がちゃんと使えるものになっているかどうか、やはりその点のチェックをしますということで、いわゆる市で受け入れるものについていくところの担当部署の職員が一斉にわっとなって、その検査を指定された日に検査課と一緒に検査をしてみたいです。日によっては、一緒にできない場合は別個にやる場合もございますが、そういった形でちゃんと検査やっております。

金子委員 もう一点よろしいですか。下水も入ってくるということなので

すが、場所によっては、ここも山林だったと思うのですけれども、市街化区域は区域だと思うのですが、受益者負担、下水道に関しては受益者負担というものもありますよね。そういうものの関係は、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

道路管理課長 大変恐縮ですが、受益者負担金となりますと、私、道路管理課なものですから、私ではちょっとお答えができないので、今この席に下水道課長いませんので、申しわけございませんが。

建設部長 後ほどちょっと調べて、ご回答させていただきたいと思いますが。

委員長 後ほど回答ということでお願いいたします。
ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第54号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第55号 市道路線の廃止について

議案第56号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第55号 市道路線の廃止について、議案第56号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第55号 市道路線の廃止及び議案第56号 市道路線の認定につきましては関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げたいと思います。

まず、議案第55号で廃止しようとする市道C1108号線は圏央道の南側に位置し、起点を大字南峯字西武蔵野692-3、終点は同じく693とする道路で、起点は市道幹36号線に接する行きどまりの道路であります。

次に、議案第56号で認定しようとする市道C1108号線は、起点を大字南峯字西武蔵野692-3、終点は同じく692-3とする道路で、議案第55号で廃止します路線の一部を再認定しようとするものでございます。

この路線の廃止及び認定は、隣接土地所有者からの一部払い下げ申請に伴いまして、提案をさせていただくものでございます。

細部につきましては、資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただ

きますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第55号 市道路線の廃止について、議案第56号
市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第57号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第57号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第57号 市道路線の認定について提案の理由を申し上

げます。

認定しようとする市道G631号線は、入間市消防署西武分署の北側に位置し、起点を大字新光244—10、終点は同じく244—1とする道路で、起点は市道G48号線、終点はG46号線に接しております。この路線は、事業主である大室政吉様が都市計画法に基づき築造いたしました道路を市道として認定しようとするものでございます。

細部につきましては、資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第57号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休憩

午前 9時53分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち
所管のもの

委員長 次に、議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

初めに、環境経済部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

なお、本日配られた資料についても最後に簡単にご説明もお願いいたします。

提案理由の説明

環境経済部長 それでは、環境経済部所管の補正予算（第3号）について、その概要を歳入歳出予算説明書によりご説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。予算説明書7ページから8ページでございます。款16県支出金、項3県委託金、目7土木費委託金、節1都市計画費委託金550万円は、県が推進するまちの

エコ・オアシス保全地保全整備委託金で、市内の谷田の泉保全整備委託金の内示を受けましたので、計上するものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3節1緑の基金繰入金1,350万円は、歳出とも関連しますが、自然環境保全整備を実施するため、緑の基金より繰り入れ、計上するものです。

続きまして、款21諸収入、項5目1節4雑入30万円は、財団法人地域活性化センターが募集した平成21年度活力ある地域支援事業に商工課が所管します中心市街地活性化に関する事業、具体的には地域づくりアドバイザー派遣事業に応募したところ、採択されましたので、計上するものです。なお、財団法人からの助成金であるため、雑入となるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書11ページから12ページでございます。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、節13委託料325万1,000円は、大事業、資源ごみ監視対策事業への予算の計上です。なお、この事業は、国の平成20年度第2次補正予算によってできた埼玉県緊急雇用創出基金を原資とする県費100パーセント補助によるもので、事業目的は資源ごみ、主に新聞紙の抜き取り防止対策として監視パトロールを6カ月間実施するものです。

次に、予算説明書13から14ページ、款7項1商工費、目2商工業振興費、大事業、商業振興事業の中の中心市街地活性化事業60万円は、当市の中心市街地である豊岡地区の今後の活性化を図ることを目的とし、専門家を派遣して、今まで実施してきた中心市街

地活性化基本計画に基づくTMO構想の事業などを総括し、今後の中心市街地活性化のための方策などを模索し、検討するための事業でございます。事業計画では、アポポ商店振興組合、扇町屋まちづくり商店街振興組合、駿河台大学ふれあいハウス、いるまんなか協議会ほか入間市商工会、市商工課を含めた検討委員会をこれから10回程度の開催を予定しておるわけでございますが、そのアドバイザーの派遣のための報償費を計上するものでございます。なお、この事業の予算の2分の1、30万円は、歳入でも説明しましたとおり、財団法人地域活性化センターの平成21年度活力ある地域づくり支援事業として助成されたものでございます。

次に、予算説明書15から16ページ、款8土木費、項3都市計画費、目6緑化推進費、大事業、自然保護事業2,020万円は、緑の基金からの繰入金と県からの平成21年度まちのエコ・オアシス保全地整備委託金を活用して、野田地内の谷田の泉保全事業、牛沢にございます牛沢地内のカタクリの自生地周辺環境整備事業、それから加治丘陵地内の野生動物被害対策事業など、良好な自然を残すための方策や人間社会と動植物との共存を目的とした保全整備を実施するものでございます。また、埼玉県が谷田の泉保全区域として計画しておりました用地が県の厳しい財政状況の中、その一部が予算措置ができ切れなかったため、市が残りの計画用地を取得したため、計上したものでございます。

以上で補正予算（第3号）の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日配付した資料でございますが、6月9日の総括質疑のときに答弁が保留となっておりましたので、谷田の泉の保全事業に関する用地の地目別面積の集計表を提出させていただきました。2番の保全地全面積22筆、1万3,310.48平方メートル、これが全計画区域でございますが、3番に地目の一覧が載っておりますが、市で買収する部分につきまして申し上げますと、山林の部分、2063—1、2063—2、2063—3、この3筆です。畑の部分が1413、それから田の部分になります。1313と1314、それから原野という5番のところですが、1414、この都合7筆について今後市で買収する予定でございます。

なお、質問に対しまして、主に各担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願ひます。

石田委員　谷田の泉の計画の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、本会議で大体聞いてあるのですけれども、1つは購入単価として、坪当たり直すと1万7,143円なのですね、大体。この周辺が大体このような値段だというふうに解釈してよろしいのですか、それともこの地域がちょっと余り条件がよくなって、こういう状況なのか、その点どうなのでしょう、お聞きします。

環境経済部参事兼みどりの課長　ただいまご質問ございました購入単価でございますが、既に埼玉県が買収をしております単価でございますが、私ども予算計上させていただいております。埼玉県が購

入した単価が大体予算的には5,000万円弱というふうに聞いておりますので、その購入面積が9,900平方メートル程度ということでございますので、平均しますと5,000円程度かな、平方メートル当たり5,000円程度かなというふうに私どもは聞いております。

以上でございます。

石田委員 大体わかりました。随分安くなっているなという感じがしたのですけれども。

それともう一つ、本会議の場に出てきた中でもうちょっと深めたいの、田んぼと畑、これについても基本的には地目変更しないで、その範囲内で計画するという事なのですから、基本的な考え方どうなのでしょうか。どのような、例えば田んぼについてはどういう状況なのか、畑についてはどのような基本的な考えを持っているのか、その点お聞きしたいのです。

環境経済部参事兼みどりの課長 この地域につきましては、ご案内のとおり多様な環境がコンパクトにまとまっている地域でございます。ですから、今回も県のほうが積極的に公有地化をしたというふうに私どものほうでは考えております。私どものほうで今回県から委託をされましたので、基本的には入間市が従前から議会でもご答弁申し上げているとおり、自然のまま残したいというふうに考えております。県も今回の公有地化の主たる趣旨としては、多様な動植物が暮らす水辺空間をそのまま保全するという事でございますので、私どものほうで今回お願いをしています予算の中では、その自然のまま残すことを基本的な考え方として事業実施を

していきたいと。ただ、私どものほうではただ単に保全をするのではなくて、やはり市民の方々にご利用いただけるような、またご活用いただけるような保全整備もあわせて行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

石田委員 市民が利用したり、いろいろな形でこれ行っていく場合に、少なくとも田んぼや畑については現状のまま、1つは全然手入れしていないというような状況になっているのです。そんな状況の中で、何も手入れしなくていいのかどうか。例えば最低線その付近を歩けるようなところを確保するのか、その点はどうなのでしょう。

環境経済部参事兼みどりの課長 おっしゃるとおり、やはり自然は守るだけではなくて、市民にご利用いただくことが大事でございますので、当然園路整備であるとか、それから中にはため池等もございますので、転落防止さくであるとか、そういうふうな最低限の市民の安全を確保できるような対策はしていきたいと。それから、隣接地には農家の方が一生懸命耕作をされている区域もございますので、やはりその隣接地については草刈り等は、最低限の草刈り等はしていきたいというふうには思っております。基本的には現状のまま残すということを基本にしていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

石田委員 大体わかりました。

市民の利用の点で、本会議でちょっと理解できなかったのも、

駐車場は一切つくらないということになると、市民の方にも利用してほしいと、ある意味では見に行ったり、いろいろな形で利用する場合に、最低線どこかの駐車場が必要になるのではないかと思います。場合によると、県営住宅があるところなり道路、車を置いて、個人の田んぼの、畑の中を歩いて、あぜ道を歩いていくようなことになってしまうのか。そういった点で、駐車場が全然ないというのはどうなのかなというので、その点がちょっと理解できなかつたのですけれども、どうでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長 私どものほうの基本的な考え方は、現状のまま残したいということでございますので、今私どものほうでご利用いただく形態としては、できれば散策路というのですか、ウォーキングとか、そういうふうなご利用いただければありがたいなと。今飯能市さんでもツーデーマーチとか行っておりますので、そういうふうなところにご利用いただくとか、またふれあい茶ん歩道の私どもで市民の方をお願いをしていますそういうウォーキングにぜひ活用していただきたいなと。

それともう一つは、あとは駐車場のことについては、それをつくりますと、また都市公園をつくるつもりはございませんので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っております。本会議でもご説明したとおり、駐車場をつくるとなると、形状変更だとか、盛り土、切り土をしなければならないというようなこともございますので、私どものほうはそういうことはしたくないというふうに思っておりますので、ぜひご理解はいただきたいと。

あとは、できれば子供さんたちの環境学習の場にもなればよいなど。特に湿地等もございますので、ぜひそういう活用をしていただきたいなというふうに思っております。

石田委員 逆に、歩いていける人たちはそれで済むのかもしれないのですが、例えば藤沢とか宮寺の人たちがこういったすばらしいのができたので、ではぜひその自然について勉強するために子供連れて行って、見てみたいとか、そういった場合に、では具体的にどういう、車をどこへ置いたらいいのでしょうか。私は、最低線1台か2台ぐらいはとめる場所、この敷地の中ではなくても結構ですけども、どこか付近に確保することが必要ではないかと思えますけれども、どうなのでしょう。

環境経済部参事兼みどりの課長 車のご利用になる方については、私どものほうお願いしたいのは、一番近くの公共施設としては西武公民館等がございますので、西武公民館のほうに置いていただければありがたいなというふうに思っております。

石田委員 もう少し現実的な問題として、実際に、では西武公民館に藤沢の人が行ってとか、宮寺の人が行って、そこから歩いて子供たち連れてや何かで行くかという、そういうふうにならない、それこそ利用そのものが余り進まないのではないかと思うのです。そうなってくると、現実的には県営住宅のところの周辺の道路へ置いてしまうとかいう方法になりかねないので、これはやはりもう一度検討していただくように要望しておきたいと思えます。

以上です。

横田委員 この土地購入の地図をこの前いただいているのですけれども、この周りに沿って、すべてさくを、木さくはやるということなのでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長 そういう考えはございません。

横田委員 きのうちよっといろいろ歩いてみたのですけれども、どこが境かが全然わからないような草ぼうぼうになっていたりとか、田んぼのところ、もとは田んぼだったのですけれども、お茶っ葉が生えて、ここの天井ぐらいまで伸びていたりとか、あと桑の木、それがもう茂っていて、その間を行かなければいけないとか、何かいろいろそういうふうに、どこを歩いていいのかわからないような状態だったのですけれども、その辺は市民の方がわかるような形にはしていただけるのでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長 今後の予定としましては、環境調査をまず行いたいと思っております。これは、具体的には動植物の植生調査でございますが、その植生調査を行った結果、その後、保全の整備計画というのを作りまして、今ご指摘いただいたとおり園路であるとか、それから今ご指摘いただいた茶畑であるとか桑の木であるとかというものについては、子供さんたちが安心して来ていただけるように、剪定等行っていきたいなと、整備等は行っていきたいなというふうには思っております。

横田委員 さっき遊歩道みたいのというお話だったのですけれども、それもだから今後いろいろ、どこを歩くかというようなことを決めていくということで。

環境経済部参事兼みどりの課長 おっしゃるとおりでございます。あくまでも植生調査をした後に、そういうものをつくっていききたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のもの審査は終了しましたが、建設部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

建設部長 その前に、先ほどの金子委員さんからの受益者負担金の関係につきまして答弁させていただきたいと思います。

先ほどの受益者負担金のご質疑でございましたけれども、開発に伴う受益者負担金でございますが、平成20年に賦課しまして、平成24年までの分割で納めることになっているそうでございます。

以上でございます。

金子委員 それならわかりました。そうしますと、ほかの場所でもそういう例があるという意味で理解してしまってよろしいですか。

建設部長 そのようにご理解願いたいと思います。

委員長 建設部長、続けてお願いします。

提案理由の説明

建設部長 それでは、補正予算の説明をさせていただきます。議案第58号平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち建設部所管分について、事項別明細書により概要を説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。7から8ページの中段になります。款14使用料及び手数料、項2手数料、目7土木手数料、節2都市計画手数料の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料11万7,000円の補正につきましては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る事務処理の経費に相当する費用を新たに申請手数料として徴収するため、計上するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。15から16ページになります。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう維持費、大事業、道路等維持管理事業、委託事業で499万円の増額補正につきましては、県の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用し、道路等環境整備、美化事業に係る業務を委託事業により実施したく、計上するものでございます。

同じく項3都市計画費、目1都市計画総務費の大事業、建築指導費5万1,000円の増額ですが、登録住宅性能評価機関へ技術的審査を委託する場合の費用を見込んだものでございます。

以上で建設部所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 歳入の長期優良住宅の関係、これは何件ということで見ているのですか。本会議では余りはっきり言わなかったものですか。

建築指導課長 認定申請のほうにつきましては、一戸建ての住宅6,000円なのですけれども、それを10件見込んでおります。1カ月1件で、初めてなので、1カ月1件程度ということで見込んでおります。

石田委員 その点は結構です。これから徐々に普及していくのでしょうか。

あと、道路の関係ですか、7月1日から12月31日まで、499万円で、これ具体的には例えば1日幾らぐらいの賃金で見ているのか、その点をまずお聞きしたい。

道路整備課長 人件費につきましては、1人1日6,000円でございます。

石田委員 それと、具体的には6人ぐらいという話があったかと思うのですけれども、これ募集や何かはどんな、あるいは委託するのかわるか。

道路整備課長 委託という形で今予定しております。

石田委員 委託されてしまって、委託先で新規に雇用してくれればいいけれども、現在いる人でやられてしまうと、新たな形で雇用が満たされるような方向が出てこないのではないかと思います。その点は、どんなふうを考えていますか。

道路整備課長 基金事業ということで行うわけなのですから、その事業については地域で労働者を新規の方とか、あと失業者の方、そういったような方を雇い入れて行わなくてはいけないというようなことで、そういう事業の内容になっておりますので、それで事業費がありまして、人件費の占める割合が事業費のおよそ75パーセント以上というような規定もございますので、それに沿って雇用者については雇うような形をとっております。

石田委員 これ委託でどこ、具体的に頼んでしまうわけですね。その先で、そういった条件がつくということなのですか。新しく募集して、失業者の人たちがここに仕事にありつくような方法をとってもらえるというふうに考えてよろしいのですか。

建設部長 ちょっと補足いたしますと、緊急雇用創出事業の事業の実施要件の中に民間企業、シルバー人材センター等に委託するというふうな実施の要件がございまして、シルバー人材センターのほうに私どもとしては委託する形をとりたいと思います。しかしながら、シルバー人材センターのほうでもすべて常勤というのでしょうか、そういう方でも、毎日働いているわけではございませんので、そういう登録された方も新たな雇用を創出するという観点から、そういうふうに雇用の創出の一つになるというふうには理解しておりますが。

以上です。

石田委員 シルバー人材センターに登録している人が当然仕事にありつくのだと思いますけれども、実際に今回そういった形で大変な不況

になったり、派遣先が切られたり、いろいろなされている人たちがこの仕事にありつくということは余り考えられないということになってくるのですか。シルバーでは年齢がいつてしまっているのです。

建設部長 申しわけありません。ちょっと訂正させていただきたいと思えます。

基本的には公共職業安定所の求人受付票ですとか、事業で新規雇用する労働者を募集した際の募集方法、またそういう募集内容が確認できるような書類を添付するようになっていきますので、基本的にはシルバーのほうで新たに雇用者のほうも募集した形で事業を実施していただくような形になると思えます。

石田委員 シルバー人材センター、今60歳以上かな。何歳以上だったっけ。ある程度高齢者が多いわけですよ。そういった中で、例えば派遣切りに遭ったとか、そういう人たちがこの対象として実際に雇用の対象となっていくのかどうか。実態としてはならないのではないかと思います、その点どうなのでしょう。

建設部長 シルバー人材センターそのものにも平成20年12月に100人以上の失業者が出ているということで、そういう方たちを救済する目的にも該当するものと考えております。

石田委員 これ実施に当たって、できるだけ市民の中で、例えば一般の若い人たちでも派遣切りに遭ったような人たちとか、そういう人たちが応募できるようなことが必要ではないかと思うのです、事業の性格上。そういった意味で、じっくり実施に当たって十分その

点を配慮して検討してもらいたいと思いますので、それ要望しておきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで各部ごとの質疑が終結いたしましたので、これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察につきましては、お手元に配付した資料のとおり、閉会中の継続調査として行うことにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、閉会中の継続調査については決定いたしました。

△ 閉会の宣告（午前10時27分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信